

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件  
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本  
被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

## 被告第7準備書面 (原告第3準備書面に対する反論)

令和7年8月2日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15

被告は、本書面において、原告第3準備書面に対し、重複を避け、必要な範囲で、反論する。

なお、本書面で用いる略語は、従前の例による。

### 1 「1 本件誓約書の法的拘束力について」と題する主張について

20

原告は、本件誓約書に「法的拘束力がないとするのであれば、原告は必ずしもそのことを争うことはしない」と主張しつつ、「法的拘束力があると解釈されうる外形的可能性」や「将来的に被告が立場を転じて法的拘束力を主張することの懸念」なるものを理由に、消費者契約法12条3項の定める「おそれ」と主張する。

25

しかし、そもそも原告が主張するような「外形的可能性」や「懸念」なるものが存在しない上、原告の主張を前提としても、福岡高判平成27年7月28日金融商

事判例1477号45頁が明言するとおり、将来的かつ抽象的な可能性は、同項に定める「おそれ」には該当しないから、いずれにせよ原告の主張には理由がない。

## 2 「2 中心条項該当性」と題する主張について

5

原告は縷々主張するが、いわゆる中心条項は消費者契約法10条の適用対象外とされるのが、裁判例・実務である（乙6・152頁、乙7・62頁の他、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタル消費者契約法〔第3版〕」378頁でも、「中心条項は本条（注：消費者契約法10条）の適用対象外であるとする見解が有力」と明記されている）ところ、本件キャリア形成契約は、志願者にとって経済的に非常に有利な制度である山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）の適用を受けることと引換えに当該志願者が遵守すべき事項、即ち、対価的な事項について定めたものであるため、正に中心条項であり、そもそも消費者契約法10条の対象から除外される。

15

## 3 「3 消費者性について」と題する主張について

原告は、地域枠医師について、「開業等が具体的に予定されておらず、あくまで研修医として他者の指揮監督を受ける立場」であるから、消費者であると主張する。

20

しかし、地域枠医師は、研修医を経た後、当然ながら、開業を含めて医師（事業者）としての自らのキャリアを形成していくのであり、原告の主張は、その後に当然に想定されるキャリアを考慮せずに、（医師であれば全員が法令上義務付けられる）研修医の期間があることのみを切り出して、地域枠医師が消費者であると主張するものであって、理由がない。

25

医師免許を取得した地域枠医師は、個人ではあるものの、自らが医師として（研修医後のキャリアも含めた）医業という専門的職業（「事業」に該当する）に従事

するに当たっての能力開発及び向上を図るために本件キャリア形成契約書の契約当事者となっているから、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」（消費者契約法2条2項）に該当する。

#### 5 「4 本件キャリア形成契約の法的性質」と題する主張について

原告は縷々主張するが、本件キャリア形成契約書は、

- ① 契約期間が明確に定められていること（1条1項）
- ② やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間がある場合には契約期間が同期間分延長されること（1条2項）
- ③ キャリア形成プログラムの満了が前提とされていること（3条）
- ④ 「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合に違約金が発生するものとされており、当事者の中途解約の意思表示は違約金の発生要件とされていないこと（4条）
- ⑤ 中途解約に関する規定がないこと

から、少なくとも地域枠医師側からの中途解約を許容しない趣旨であることは明らかである。

そして、本件キャリア形成契約書4条は、客観的に「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合」、即ち、地域枠医師による債務の履行が不能となった場合の違約金を定める条項であって、地域枠医師からの「解約の申入れ」は要件とされていないから、消費者契約法9条1項1号の「解除に伴う」ものでもない。

#### 5 「5 被告の主張する損害について」と題する主張について

原告は、地域枠医師の離脱があつたとしても、代替医師の確保を初めとした措置

をとることは被告の努力義務であり、「地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことと、被告に損害が生じることとの因果関係が認められない」と主張するが、失当である。

「地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」こと  
5 と山梨県に「損害が生じることとの因果関係」があることは既に主張立証したとおりであるが、追加の立証として、山梨県が公表している、「第8次山梨県地域保健医療計画（令和6年～令和11年）」中の「第3章 人材の確保と資質の向上」（乙11）を証拠提出する。

乙11の23頁に明記されているとおり、「臨床研修医が都市部に集中し、大学  
10 病院が診療体制の維持等のため、地域の公立病院等へ派遣していた医師を大学に引き上げたこと等に起因して、地域の医師不足は深刻化」した。

このこともあり、山梨県では、「山梨大学や昭和大学等からの医師派遣により、地域医療が維持されている現状」がある（乙11・24頁）。

そして、山梨県は、全県的な方針として、「医師派遣等により（医師の）地域偏在の是正を図ることを基本的な方針」としている（乙11・31頁～32頁）。

これらのことから、山梨県は、医師の地域偏在の是正策として、「地域医療に従事する医師の配置方針を定めたキャリア形成プログラムを適切に運用し、同プログラムの対象医師等を中心に、配置の調整を行う」と宣明しており、また、「地域医療支援センター医師派遣調整検討委員会での協議に基づき、医師の派遣を推進」すると宣明している（乙11・33頁）のである。

繰返し指摘しているとおり、キャリア形成プログラムは、そもそも、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画」である（乙11・33頁脚注4。そのため、医療過疎地域である山梨県の対象公的医療機関においては、キャリア形成プログラムを踏まえて計画を立てて医師人員配置を行うことになる（乙1））。

したがって、地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことにより、同プログラムからの地域枠医師の想定外の離脱が生じれば、当該離脱区域における医師の確保が困難になることは自明である（だからこそ、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策が講じられているのである（乙8及び乙9））。

そして、前記の、「医師派遣等により（医師の）地域偏在の是正を図ることを基本的な方針」とする山梨県の医療計画（乙11）に加えて、被告は、行政機関として、地域の医療体制を維持する責任を負っている。

地域枠医師の想定外の離脱により医師の確保が困難になった地域では、必要な医師数を確保できず、診療科や診療日の減少など医療体制が脆弱になる恐れがあること、また、医師の入替りが激しくなり患者との信頼関係の構築や継続的な診療が困難になるおそれもあることから、被告は、同計画を発出した行政機関として、代替医師派遣等の代替医師の確保を初めとした措置をとらなければならない、そのために必要な費用は、少なくとも750万円／年を下らない（乙4）。

このように、社会一般の観念に従えば、「地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」という債務不履行が生じれば、山梨県に上記費用分の損害が発生するのであり、当該債務不履行と山梨県の被る損害との間に相当因果関係があることも明らかである。

## 20 6 求釈明に対する釈明

地域枠の志願者が本件誓約書に署名押印したとしても本件キャリア形成契約書を締結する法的義務までは負わないのと同じく、地域枠の入学者が乙10に署名押印したとしても本件キャリア形成契約書を締結する（道義的義務を超えた）法的義務までは負わない。

なお、地域枠の志願者は、本件誓約書に署名押印した時点では、消費者であると

考えている。

以上